

令和3年第4回養老町定例会会議録

令和3年第4回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和3年12月3日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
 - 日程第5 報告第12号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
 - 日程第6 承認第4号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第5号））
 - 日程第7 承認第5号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第6号））
 - 日程第8 議案第67号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第68号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第69号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第70号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議案第71号 養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第72号 養老町観光施設設置条例の一部を改正する条例について
 - 日程第14 議案第73号 町道路線の廃止及び変更並びに認定について
 - 日程第15 議案第74号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
 - 日程第16 議案第75号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第7号）
 - 日程第17 議案第76号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第18 議案第77号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第19 議案第78号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第20 議案第79号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百 合 子	10 番	野 村 永 一
11 番	田 中 敏 弘	12 番	松 永 民 夫
13 番	水 谷 久 美 子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	問 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 眞 由 美
住 民 福 祉 部 子 ども 課 長	若 山 実 穂	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 建 設 課 長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 水 道 課 長	高 木 善 太 郎
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	大 倉 巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 中 島 和 哉 議会事務局書記 稲 川 諭実彦

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和3年第4回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ここで、報道機関に限り傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和3年第4回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、8番 吉田太郎君、9番 早崎百合子君を指名いたします。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、11月30日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 野村永一君。

○議会運営委員長(野村永一君) 議会運営委員会報告をいたします。

去る11月30日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、12月3日金曜から12月17日金曜までの15日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁についても、大橋町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うことと決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行います。

次に、一般質問につきましては、議会２日目の12月16日木曜に行うこととし、議員１人当たりの質問、答弁の時間を60分以内とし、発言順序はくじ引により決定した順とすることと決定いたしました。

なお、今定例会の一般質問は、CCNetによるテレビ収録を行うことに既に決定しております。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分の報告２件、専決処分の承認２件、条例の一部改正６件、町道路線の廃止・変更・認定１件、令和３年度特別会計の繰入れの変更１件、令和３年度一般会計、特別会計補正予算５件、以上、計17件であります。

次に、審議方法につきましては、日程第４、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）と日程第５、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）は、地方自治法第180条第２項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第６、専決処分の承認について（令和３年度養老町一般会計補正予算（第５号））と日程第７、専決処分の承認について（令和３年度養老町一般会計補正予算（第６号））については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い採決を行うこと。

次に、日程第８、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第14、町道路線の廃止及び変更並びに認定についてまでの計７議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第15、令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第20、令和３年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）までの計６議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て、採決を行うこと。

次に、付託先の各委員会の日程については、日程第８、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第11、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの計４議案の審査の付託先である総務民生委員会は、12月７日火曜の午前９時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第12、養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、町道路線の廃止及び変更並びに認定についてまでの計３議案の審査の付託先である産業建設委員会は、12月７日火曜の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第15、令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第20、令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの計6議案の審査の付託先である予算特別委員会は、12月7日火曜の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月3日から12月17日までの15日間と決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度8月から10月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長の挨拶をお願いいたします。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日、ここに令和3年第4回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

まず、私ごとではございますが、10月に新型コロナウイルス感染症に感染し、町民の皆様をはじめ関係者の皆様には御心配や御迷惑をおかけしましたこと、心よりおわびを申し上げます。また、入院療養中にお世話になりました医療従事者をはじめとする関係者の皆様には心より感謝を申し上げます。今後はこれまで以上に健康管理に留意し、新型コロナウイルス感染症対応を含め、町政運営全般に全力を尽くしてまいりますので、議員並びに町民の皆様におかれましては引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、内閣府が先週発表いたしました月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの弱さが見られる。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下揺れリスクに十分注意する必要があるとしております。

政府は新型コロナウイルス感染症について、今後も様々な事態を想定し、ワクチン接種に加え、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療の流れをさらに強化するとともに、ワクチン検査パッケージ等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるように取り組むとしております。また、今の課題に切れ間なく対応し、新たな経済対策を講ずるとし、来週招集予定の臨時国会では55兆7,000億円を超える大規模な補正予算が提出される予定でありますので、コロナ関連の経済対策等が講じられるものと期待をいたしております。

現在の感染レベルは全国的に落ち着いた状況ではございますが、今後も基本的な感染防止対策を継続し、並行してポストコロナへの転換を見据え、国・県の動向を注視しつつ、地域経済の回復と活性に向け、しっかりと準備してまいりますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、11月24日に開催された子ども議会では、高田中学校及び東部中学校3年生の生徒の皆様が養老町の現状や課題を調べ、まちづくりに関する様々な視点から町へ幾つかの提案をいただきました。生徒の皆さんが自ら調査、研究、分析を行うことは、地域社会への関心を深めるとともに、主体性と養老町への愛着と誇りを高めます。子ども議会は、その思いを大人に伝える重要な場で、活動を通じて社会参加を実践して学ぶ機会になっていますので、提案いただいた願いは大切にしていきたいと思います。

本定例会におきましては、令和3年度の各会計の補正予算及び関係諸議案計17議案を提案申し上げます。慎重なる御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を上程し議題とします。

なお、本件は、地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項により、道路管理瑕疵における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

事故等の概要は、令和3年8月14日午前9時頃、町道大場釜段1号線を走行中の軽自動車が大雨により冠水していた大場アンダーパスへ進入し、水没により車両が全損したことにより、損害賠償をするものであります。

令和3年9月15日に示談が成立し、損害賠償額が決定したため、専決処分をいたしました。詳細は、専決第9号 専決処分書のとおりであります。

以上で報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第5、報告第12号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）を上程し議題とします。

本件も地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第12号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、相手方より滞納家賃を分割納付にて返済するので本件住宅に引き続き居住したいとの申出があり、令和3年9月24日に岐阜地方裁判所大垣支部で開催された第2回口頭弁論にて裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。和解した事項については、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第12号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第6、承認第4号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第4号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第5号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳出歳入それぞれ1,214万3,000円を追加し、予算総額を120億

6,882万4,000円とするもので、令和3年10月4日付で専決処分をしたものでございます。

主な内容は、庁舎等管理費、キャッシュレス決済普及事業、小・中学校保健衛生事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務部関係の補正はございませんので、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,161万4,000円を増額いたしました。

それでは、財源充当の内訳につきまして説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費、庁舎等管理費141万8,000円、7目地域振興費、オンデマンドバス運行事業費31万2,000円。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費、保育対策総合支援事業88万円。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費、キャッシュレス決済普及事業718万円。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費、小学校保健衛生事業64万8,000円。2目教育振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行追加費用補助金）95万1,000円。同じく教育費、項3中学校費、1目学校管理費、中学校保健衛生事業22万5,000円となり、それぞれ財源充当を行いました。

戻りまして、6、7ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として4,000円を増額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出のみでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の保育対策総合支援事業では、こども園の会議や研修等においても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる開催が増えており、町立こども園5園におけるオンライン環境を早急に整備するため、遊戯室にWi-Fiアクセスポイント等を設置する経費として、備品購入費88万円を計上しました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出のみでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用し、款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の庁舎等管理費では、庁舎2階及び3階の窓口飛沫防止対策及び会議用飛沫防止対策として、消耗品費75万9,000円、工事請負費66万円、合計141万9,000円、7目地域振興費のオンデマンドバス運行事業費では、不特定多数の利用があり、特に高齢者の利用率が高いため、運転手が感染源となることを防止するための消耗品購入費として31万3,000円。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の商工業振興事業費では、新しい生活様式への対応並びに経済対策としてキャッシュレス決済普及事業718万円を増額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校保健衛生事業では、新型コロナウイルス感染症対策の強化のために必要となる保健衛生用品を購入するための経費として102万4,000円を計上いたしました。

次に、2目教育振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行追加費用補助金）では、県が示す修学旅行実施マニュアルに基づき、バス利用については密を避けるため可能な限り座席の余裕を持つこととされていることから、バスを増便するものがあります。また、修学旅行の経費について保護者の負担を軽減するため、増便分のバス代を補助するために要する経費として95万2,000円を計上いたしました。

次に、項3中学校費、1目学校管理費の中学校保健衛生事業では、小学校費の小学校保健衛生事業と同様に、保健衛生用品を購入するための経費として37万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、6目教育費国庫補助金では、小学校費補助金として学校保健特別対策事業費補助金37万5,000円、中学校費補助金として学校保健特別対

策事業費補助金15万円を計上いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 商工費の関係ですが、キャッシュレス決済普及事業ということで、今718万円の説明がございましたが、もう少し詳細に具体的に商工会との連携等の話か、どうなんですかね。ちょっと説明をお願いします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、冒頭の説明のほうにもございましたが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源としております。こちらにつきましては、商工事業者のキャッシュレス化の推進と、こちらのほうの事業に対して補助を行うというものでございます。また、これは商工会とも協議しながら進めさせていただいておる事業でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 商工業者自体も、かなり僕らみたいに高齢化になってきて、果たして実際問題全部ついていけるのか、その辺の状況は把握してみえるのか、その辺お尋ねします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） このほど養老P a yということで、プレミアム付商品券のほうの電子化ということで、発行を商工会のほうでしております。こちらのほうの養老P a yの加入率でございますが、年齢別の加入でございますが、60代以上の方の利用というのが3割以上ございましたので、ある程度の電子化というか、そういった部分についておられるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 3点ほど確認も含めてお伺いしたいと思います。

まずは民生費ですね。保育対策総合支援事業、先ほど説明ではオンライン会議用で子ども園の遊戯室にW i - F i という説明だったかと思うんですけど、これ事務室じゃな

くて遊戯室ということですかね。確認したいと思います。

次に、商工費のキャッシュレス決済に関してですけれども、こちら普及というふうにおっしゃられましたけど、具体的にいつてどういうことをするための718万円なのか、その中身について詳細にお伺いしたいと思います。

それと、もともとのこの事業の総予算は1,200万円ぐらいだったかと記憶しておるんですけど、違っていけば数字の訂正をいただきたいのと、もとの金額と今回の補正で合計幾らになるのかというのをお伺いしたいと思います。

3つ目ですが、教育費の小学校と中学校が一緒なんですけれども、このコロナ対策の消耗品とかの購入だと思うんですが、これぐらいの金額で足りておりますかね。そちらのほうに心配でして、その3点についてお願いします。よろしくお答えください。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の1点目の質問については、私のほうから御回答させていただきます。

こども園におけるWi-Fiの環境ですけれども、事務室には当然のことながら有線でつないでおりますが、できるだけ密を避けるという意味から、遊戯室等におきましてたくさんの職員が一遍に研修を受けられるプロジェクターとかパソコンを見られる環境をとということで、Wi-Fiを遊戯室のほうに整備するものでございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、内容につきましてですが、これにつきましてはキャッシュレス化の普及ということでございますが、まずキャッシュレス決済に要した手数料の一部を支援するということで、事業者の方にキャッシュレス化についてより一層導入の促進を図りたいというものでございます。

あと、今回のキャッシュレス決済普及事業と、さきの地域消費活性デジタル化事業ということでございますが、これについてはまた別事業というふうに認識しております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 岩永議員の3点目の御質問でございますが、今回専決で上げさせていただきましたのは、コロナの感染防止対策ということで換気の重要性ということから、各小・中学校のクラスに1台ずつサーキュレーターを整備させていただいたものでございます。

それと消耗品費として除菌クロスといたしまして、ウェットティッシュみたいな除菌のものになりますが、そちらのものを不足している学校のほうに準備させていただいたということで、消耗品のほうにつきましては計画的に各学校のほうで購入をさせていただ

いておりますので、今回は不足している分を補充させていただいたということになります。ですので、消耗品としては今は十分足りているという状況になります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） まずキャッシュレスのほうですけども、そうするとこの金額の内訳としては、ほぼこの中の全部が今言う手数料の上乗せ分というか負担分というふうな理解でよろしいでしょうか。

次に、小学校、中学校の衛生関係ですけども、消耗品は足りているということですけど、人数に対しての額がこのぐらいなので、ほかの備品なんかでも足りておる状況ですかね。そこがすごく心配でして、それこそ今の話しているキャッシュレスのほうの金額と比較してもすごい差があるじゃないですか。この辺りを見ても教育関係の予算は本当に大丈夫かなというところが心配なので、もしこういうところがまだ不足しているよなんていうのがあれば、この場で教えていただけたらと思います。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの御質問でございますが、内容につきましては補助事業費が大半になっております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 今の御質問でございますが、サーキュレーターについては換気ということで今回専決に上げさせていただいておりますが、その前の補正のときにCO₂モニターのほうも備品として上げさせていただいておりますが、そちらのほうも活用させていただいておりますので、コロナ感染に関する備品としては今のところは現状足りているものと思われまして。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 今回の地方創生臨時交付金ですが、いつ町に交付されたのかということと、あと町が今回の交付金を上げた対象外になった項目があれば、どういう内容だったかということと、それから先ほど町長が挨拶の中で、国の55兆7,000億円の補正の関係ですが、具体的にこれは3月の年度内での交付になってくるのか。やっぱり早く町として交付金獲得のために全力を挙げていただきたいと思いますけど、その辺のことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

水谷議員の質問ですけども、ちょっと地方創生臨時交付金の決定額、交付決定は来

ておりますけれども、資料等を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答ということでお願いしたいと思います。

2点目の国の補正の関係ですけれども、今回6号専決のほうでその分は組まさせていただきますいておりますけれども、国のほうから具体的にこういうものがというのは、やはり国会を通った後になると思いますので、予算議決後には必ず速やかに3月の補正で対応させていただくか、緊急を要するものにつきましては、大変失礼ですけれども専決処分という形で御承認いただきたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 国も借金をしながら、こういうふうに臨時交付金という形で地方へ交付していくんですけど、やっぱりチャンスだと思うんですね。養老町として財政的にも大変厳しい中で、やはりこういう交付金を上手に使って対応していくということが問われていると思いますので、ぜひとも全力を挙げて対応していただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第7、承認第5号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第5号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第6号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6億6,597万4,000円を追加し、予算総額を127

億3,479万8,000円とするもので、令和3年11月25日付で専決処分をしたものでございます。

主な内容は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分に御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務部関係の補正はございませんので、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として6億6,597万4,000円を増額いたしました。

なお、8、9ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、いずれも全額を国庫支出金により財源措置される見込みでございますので、今後国からの通知等に基づき財源更正をする予定でございます。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出のみでございます。

令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するため、款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業として2億6,503万8,000円を新たに計上しました。

内訳は、応援職員等時間外手当として職員手当等156万5,000円、事務消耗品及び印刷製本費として需用費48万7,000円、郵送代及び口座振込手数料等として役務費197万9,000円、給付に係るシステム改修及び申請受付事務等の業務委託として委託料942万2,000円、事務機器等借り上げ料として使用料及び賃借料58万5,000円、最後に給付金として負担金補助及び交付金2億5,100万円でございます。

また、同じく経済対策の子ども・子育て支援の推進として、児童を養育している者の年収が一定以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり現金5万円、クーポン券5万円を合わせて10万円相当を給付するため、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特別給付金給付事業として4億93万6,000円を新たに計上しました。

内訳は、会計年度任用職員を雇用するための報酬14万2,000円、職員の時間外勤務手当として職員手当等134万2,000円、クーポン券等の購入代として報償費1億9,720万円、事務消耗品費及び印刷製本費として需用費25万円、郵送代及び口座振込手数料等として役務費287万円、給付に係るシステム改修費及び事務業務の委託等として委託料177万6,000円、事務機器等借り上げ料として使用料及び賃借料15万6,000円、最後に給付金として負担金補助及び交付金で1億9,720万円でございます。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 3点についてお尋ねします。

30日の全協で若干説明はいただいていたんですが、今の款3民生費の項2の児童福祉費の関係で、まず数字の積算根拠を詳細に説明していただきたい。

それから2点目として、所得制限があるわけですが、養老町の場合、交付金を受けられない世帯がどれくらいあるのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

それから、3点は今日の新聞にあったと思いますが、現金は振込でいいんですけど、クーポンが5万円配付するというので、有効期間は最長で半年間になるということが書いてありまして、具体的な有効期間は自治体が定めるということが書いてありましたが、その辺の計画はどのようになされておるのか伺いたいと思います。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、具体詳細にということでございますけれども、報酬につきましては会計年度任用職員……。

〔「人数だけ」の声あり〕

○住民福祉部長（大倉 修君） 人数だけでよろしいですか。すみません。失礼しました。

対象人数につきましては、中学生以下が国の計算方式がございまして3,210人、それから高校生として734人の計3,944人を想定しております。

次に2点目ですが、対象外の人数でございますけれども、対象受給者数としては68人、対象児童数として146人を見込んでおります。

〔発言する者あり〕

○住民福祉部長（大倉 修君） すみません、世帯数として68世帯、対象児童数146人を見込んでおります。失礼しました。

それから、クーポンにつきまして本日の報道で6か月ということが出ておりますけれども、実は国のほうから具体詳細を示されますのが本日午後国に会議が予定されておりましたので、そこで詳しくされるということで、私どもはその情報を得てから検討したいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほど今回の予算は国庫支出金で全額充当するというのですが、とりわけ財政調整基金で6億6,597万4,000円使うわけですけど、私はかねて国保の基金条例の中でやっぱり13億をうたっているわけですね。この6億6,597万4,000円を充当するに当たって、財政調整基金の引いた分の、現在町が持っている基金は幾らになっていますか。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員のただいまの御質問でございます。

昨年末の残高が9億6,196万5,786円で、当初予算で1億計上しております。そういったことから、現在財源充当部分が財調が6億6,597万4,000円ですので、現在残高としては2億9,599万1,786円という形になっております。国のほうからもコロナ関連については、財調を崩してまで自治体は検討しなさいというようなこともございましたので、今回はまだ内示をいただいておりますので財調を使わせてもらっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） しっかり国のほうから充当されるまでの間、何があるか分からないようなことがあります。いつ地震が起きるか分からないですし、台風の影響とかいろいろあって、やはり財政調整基金というのは改めて今回の予算措置で町としてきちっと財源確保しておかなければいけないというふうなことが示されたとは思いますが、町長はいかがですか。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 国のほうとして、しっかりと事前の説明もあるわけでございますので、もしそんなようなことがあれば取下げとか、執行しないというようなことができるわけでございますので、今回の場合は国が保障していただいているような状況でございますので、それをもって充当していきたいというふうに決断をしたところでございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第8、議案第67号から日程第20、議案第79号までの計13議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第8、議案第67号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第67号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

現在、庁舎玄関ロビーに設置の証明書自動交付機は、令和3年12月末にリース契約が満了し、年末閉庁日の12月29日以降、本サービスを終了することに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

令和3年第4回養老町議会定例会資料の養老町印鑑条例新旧対照表を御覧ください。

第8条1項中「当該個人を識別するため磁気を付したカードを含む。」を削るものです。

次に、第17条から第20条までを削り、第21条を第17条とし、それに伴い第22条から第24条までを4条ずつ繰上げを行うものです。

なお、この条例は、令和3年12月29日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 12月号の広報にこの件は載っておりましたが、端的に言うと本庁での証明ができないということでサービスがなくなるわけで、その辺のクレームとか、そういうある程度情報収集というか周知というのか、その辺は十分に御意見を伺っての処置なのか伺いたいと思います。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの田中議員の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

現在、玄関ロビーに設置してある証明書自動交付機につきましては、昨年の初めから毎月のように広報等で周知をさせていただいているところでございます。大変利用者の方も多ということで、サービス低下につながるのではないかと懸念もございまして、今後それに代わる代替のサービスも一部検討をさせていただいておりますので、御理解賜ればと思っております。今後とも住民の方には十分に周知をさせていただきたいと存じますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第9、議案第68号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第68号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたび全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が令和3年6月11日に公布され、国民健康保険税の改正部分について令和4年4月1日から施行されること等に伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の主な内容としましては、市町村国保に加入する未就学児に係る被保険者均等割を2分の1に減額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添の養老町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

最初に、議案冒頭の本則中の改正に係る部分についてでございますが、1ページの第3条及び第4条、第5条のそれぞれの見出し並びに、3ページの25条第1項第1号ア及びイ、4ページと同条同項第2号ア及びイ、5ページと同条同項第3号ア及びイの改正につきましては、法律に合わせ規定を明確化するものです。

次に、お戻りいただきまして、1ページの第5条第1号の改正につきましては、第25条の改正に伴い改正を行うものです。

次に、2ページの第6条の改正につきましては、不要な規定を削除するものです。

次に、同ページの第25条第1項第1号、4ページと同項第2号及び5ページと同項第3号の改正につきましては、法律の改正に合わせて規定の整備を行うほか、同条第2項の新設につきましては、未就学児に係る被保険者均等割額を2分の1に軽減する規定を追加するものです。

次に、6ページの第25条の2の改正につきましては、第25条の改正等に伴い、規定の整備を行うものです。

次に、附則の改正につきましては、第25条及び法律の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

最後に、議案2ページを御覧ください。

附則第1項につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行します。ただし、第5条第1号、第15条第1項、第25条及び第25条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行します。

また、附則第2項につきましては、今回の改正に伴う適用区分を定めています。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） 今回の改正で、現行、それから改正案の対照表を見ますと、国民健康保険の被保険者に係るの後に、基礎課税額というのが何度も追加されております。追加されることによって税等についてどう変わるのか、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、ただいまの長澤議員の御質問につきまして御回答させていただきます。

この見出しの基礎課税額の追加でございますが、この保険税条例の第2条に基礎課税額の規定がされているわけではございますけれども、御承知のとおり国民健康保険税は基本部分と、それから介護納付金、それから後期高齢者の納付金とそれぞれ3本の合計額でなっております。その基礎部分の課税額の算定におきまして国の準則と申しますか、改正案に沿った形で規定を明確化するという方向で今回の改正をさせていただいております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 国保加入者の平均所得は、1990年度においては年間240万円、そして2010年度には年間158万円と、10年間で82万円も下がっています。コロナ禍を通し、当町においての前年度の平均所得額が分かればお答えください。

2点目は、均等割は町の定額に被保険者数を掛けて計算されておりますので、生まれたばかりの赤ちゃんにも1人分として加算され、一種の人頭税とも言われ、低所得者世帯の税の負担が重くなる要因だと思っています。特に多子の子育て世帯にとっては大変な負担増です。今回の改正で、当町において被保険者の負担軽減のおおむねの概要について伺いたいと思います。

3点目は、令和2年度の決算において国保基金は決算年度中の増額として1億6,016万円余であり、決算年度末の現在高は5億7,300万円あります。子供世帯への均等割保険税の軽減の年齢拡充についての見解を、これは町長にお聞きしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの水谷議員の御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

1点目の当町における平均所得額につきましては、申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、お答えは後ほどさせていただきたいと存じます。

それから、2点目の今回の均等割を2分の1にするというところの影響額につきましては、試算しているところで現在のところ、世帯数としては55世帯で、人数としては70人程度、金額にいたしまして保険税の影響額として全体として175万4,000円。そのうち国が2分の1、県が4分の1、それから町が4分の1という負担もございまして、軽減措置に係る費用として87万7,130円が軽減見込み額というふうな試算をしております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

子育て世帯に向けての軽減というような御質問かと思えますけれども、基金が5億を超えるということは大きな金額ではございますけれども、かつて医療費で枯渇寸前になったというような経過もございまして、この辺は慎重に考えたいと思えますけれども、御提案をいただいた趣旨でもって国保の運営協議会、また子育て世帯への方々等の意見も参考に検討をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 確かに町長おっしゃられるとおり、平成27年から29年にかけて国保会計は本当に財政が逼迫した経緯は承知してはおりますけれども、これを機に対極的に子育て施策としてぜひとも町としても国保運営審議会などでの議論も大変必要だと思えますが、やはり拡充の方向でぜひとも検討をしていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

（午前10時44分 休憩）

(午前10時55分 再開)

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

最初に、川地副町長から発言の申出がありましたので、許可します。

川地副町長。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

先ほど承認第4号のほうで、令和3年度養老町一般会計補正予算（第5号）のほうを御承認いただいた中で、水谷議員から御質問がございました新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の中での採択のなかった事業はなかったかというような御質問だったかと思えます。それにつきましては、申請する段階で町のほうで事業計画書を提出しますので、その中にある事業は当然採択、事前協議の中で対象外であった事業はなかったということでございます。9月30日に1億4,196万3,000円の内示、昨日11月30日に2,350万3,000円、合わせまして1億6,546万6,000円の交付決定をいただいております。ということで、申し訳ありません、対象外になった事業はなかったということで御回答させていただきます。大変遅くなりまして申し訳ございませんでした。

○議長（北倉義博君） 次に、小里住民環境課長から発言の申出がありましたので、許可します。

小里住民環境課長。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから先ほどの水谷議員の御質問につきまして御回答させていただきたいと思えます。

現在、詳細な数字が出ているわけではございませんけれども……。

〔「もうちょっと大きい声で」の声あり〕

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） すみません。今年度、最初の調定を計算するときに用いました数字について、少し検討を加えてみました。

所得割に係る世帯の平均所得につきまして、およそ1世帯当たり88万6,000円程度になろうかと存じます。また、所得のない世帯もございますので、これを加えるともっと数字が変わってくるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第10、議案第69号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第69号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）等が令和4年1月1日から施行されることに伴いまして、養老町国民

健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

1 ページの目次の改正につきましては、不要な文言を削除するものです。

次に、第6条第1項の出産育児一時金の改正につきましては、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものです。ただし、産科医療補償制度の見直しに伴い、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることから、産科医療補償制度に加入し出産した被保険者への支給総額はこれまでと同額の42万円となります。

次に、第8条第1項の改正につきましては、法令の引用部分について修正するものです。

次に、2ページの附則第2項及び第3項につきましては、不要な規定を削除するものです。

最後に、議案を御覧ください。

附則第1項につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものでございますが、第6条第1項の改正規定は令和4年1月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項につきましては、今回の改正に伴う出産育児一時金に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第11、議案第70号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第70号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和3年8月2日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）について、一部誤りがあったことから、令和3年9月13日に官報正誤による訂正手続が行われたため、当該訂正に基づき本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 若山子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（若山実穂君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

この改正は、さきの9月議会で議決を得ました内閣府令に準じて改正いたしました養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、令和3年9月13日の官報正誤による訂正手続に基づき、所要の改正を行うものでございます。

第54条第6項では、書面等による同意の取得について定めておりますが、今回文言の修正と読替規定を追加するものでございます。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第12、議案第71号 養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第71号 養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、養老都市計画下水道の変更を告示し、養老町公共下水道中部処理区における管渠整備工事を今後行う見込みがないことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 高木副特命事項推進監、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼産業建設部水道課長（高木善太郎君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表を御覧ください。

この改正は、下水道への接続を促進するため、下水道管渠の拡張工事と公共ますの設置工事を町が同時に行うことを前提としたものでありましたので、今後公共下水道区域内での拡張工事を行う見込みがないことから、第3条第1項中、「公共ます（取付管を含む。以下「公共ます等」という。）1箇所当たり」を削り、同条第2項のただし書きを削るものです。

また、附則第2条第1項では、規定の誤りを修正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第13、議案第72号 養老町観光施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第72号 養老町観光施設設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

県営都市公園である養老公園において、キャンプ場周辺の再整備が実施されることに伴い、養老キャンプセンターを廃止することとし、併せて孝子館及び野外ステージを観光施設に含めることとするため、養老町観光施設設置条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老キャンプセンターについては、昭和28年に近畿日本鉄道株式会社により設置され、その後、昭和49年に県の施設設置並びに占用許可を得て管理運営が町に移管されました。昭和62年には施設の建て替えを行い、現在に至っております。

風光明媚な養老公園のキャンプ場として多くの方に来場いただいております。しかしながら、建て替えから34年が経過し、老朽化が激しく、また近年のキャンプ場利用者のニーズも時代とともに変容し、現在の施設での集客は望めないことから、公園管理者である岐阜県と協議を行ってまいりました。

このような状況を踏まえ、県において新・岐阜県都市公園活性化基本戦略が令和3年3月に策定されました。この中で、キャンプ場、パークゴルフ場のリノベーションが盛り込まれ、本年6月に県が公募しました養老公園の指定管理者の募集において、キャンプ場、パークゴルフ場のリノベーションに関する提案がなされました。公募に対する結果は今後県より公表されることとなりますが、養老キャンプセンターを含めた一体整備を県が行うこととなりますので、養老キャンプセンターを廃止するものでございます。

また、孝子館及び滝谷沿いの野外ステージにつきましては、観光施設として管理していく施設とするため、本条例に追加するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

改正の内容としましては、第2条から養老キャンプセンターを削除し、孝子館、野外ステージを追加するものです。

また、第6条中「養老キャンプセンター（以下「キャンプ場」という。）」を「観光施設」に改め、第6条第2項及び7条、8条、10条、11条中の「キャンプ場」を「観光施設」に改めるものです。

さらに第10条第2項を削り、第3項、第4項をそれぞれ第2項、第3項とし、別表を改めるものです。

この条例の施行日は、令和4年4月1日とします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 先ほど担当課長からの説明がありましたが、キャンプ場を閉鎖して県が一体的な整備をするというような説明がありましたが、県のほうの計画がどのようにされているか分かれば教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの松永議員の御質問でございますが、現在新たな指定管理者のほうと県とで協議をなされております。詳細につきましては、これから指定管理者のほうからの公表ということがございますので、内容についてはそれからまたお示しさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 新たな指定管理者というのもまだ決まってないということでしょうか。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちら指定管理者公募につきましては、現在の指定管理者であるイビデングリーンテックでございますが、こちらのほうの応募もあったというふうに聞いておりますので、これから示されるということになると思います。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 新たな案も示されてない段階において、キャンプ場の廃止だけは伝わってきたというふうなことでしょうか。まず先にこれを確認したいと思います。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、私のほうの説明不足で大変恐縮でございますが、現在のキャンプ場とパークゴルフ場を含めたリノベーションというふうに聞いておりますので、それらを一体的な再整備ということになりますので、既存のキャンプ場というものに対しても、それを生かしたような内容で提案されているというふうに認識しております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） その認識している内容をお知らせいただきたいんですよ。どこまで知っているのか。リノベーションされるわけですよ。キャンプ場はなくなるのか、パークゴルフ場はなくなるのか。それとも、またそれを新たにリニューアルした形で出来るのか、それともさらにプラスアルファの何か加わるのか。ただなくなるだけでも困るので、この辺り認識している内容についてお伺いしておるんですけども。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちらはまだ県のほうの議会承認とかございますので、内容について決定したものというのにはございません。これから示されるということですが、一応現段階ではキャンプ場を含めた部分というふうに聞いておりますので、うまく活用していただけるというふうに聞いております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 県のほうの承認というか、まだ議会を通過していないという段階で、うちの町議会のほうはこれ通してキャンプ場廃止の方向でなっておるんですけど、町としてはそれを県から言われて、分かりました、はいそうですかというような二つ返事で

いいんですかね。見解を町長のほうにもお聞きしたいんですけれども。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 県のほうが活性化の中で、キャンプ場を含めてより現代に合ったキャンプ場、またパークゴルフ場をリノベーションしていくというようなことでございまして、あとは手続上の問題もございまして、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） キャンプ場の維持管理に関しては、シルバー人材から数名の方が派遣されていると思うんですが、その人たちはいつ解雇になるのか、その後どういふふうな検討をされているのか。その辺の話はちゃんとされているのか、確認しておきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちらにつきましては、毎年度更新ということでシルバー人材センターのほうでお願いしております。したがって、今年度でこの事業自体町としては手を引くことになりましてということで、事前に通知はさせていただいておると、相談もさせていただいておるというところでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 日にちを明確にしてください。来年3月いっぱいということでもいいですか。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま水谷議員の御認識のとおりでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第14、議案第73号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第73号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についての説明をさせていただきます。

町道路線の廃止及び変更につきましては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道路線の認定につきましては同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案1 ページ、路線調書を御覧ください。

町道路線の廃止につきましては、整理番号1の下高田三軒屋線につきましては、主要地方道羽島・養老線として岐阜県へ管理移管することに伴い、町道路線を廃止するものでございます。

町道路線の変更につきましては、整理番号1の横屋13号線、整理番号2の横屋18号線、整理番号3の横屋33号線につきましては、東海環状自動車道整備事業の進捗に伴い、町道路線の変更をするものでございます。

整理番号4の釜段2号線につきましては、隣接市との境において養老町の管理道路と判明したため、町道路線の変更を行うものでございます。

町道路線の認定につきましては、整理番号1の室原89号線、整理番号2の宇田95号線ともに、これまで水路管理用の道路として管理していたところですが、昨今生活道路としての利用が見受けられるため、新たに認定するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第15、議案第74号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第74号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について説明をさせていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回議案第77号の令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）で、人件費及び管理費の増加に伴い、一般会計からの繰入金を935万4,000円増加しております。

養老町立食肉事業センター職員費及び管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を1億435万4,000円に変更するものでございます。

以上で議案第74号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第16、議案第75号 令和3年度養老町一般会計補正予

算（第7号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第75号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第7号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億9,283万9,000円を追加し、予算総額を130億2,763万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、障害者自立支援給付事業、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、中学校校舎等施設整備事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12、13ページの歳出から説明をさせていただきます。

人件費につきましては、各科目でそれぞれの所要額を補正していますので、後ほど一括して説明をさせていただきます。

款2総務費、項2徴税费、2目賦課徴収費の賦課徴収事務費では、軽自動車税のシステム改修が2か年にまたがるため債務負担行為の設定とともに、令和3年度の事業費を執行しないことにより128万7,000円を減額しましたが、確定申告受付システムにおけるデータ移行業務の委託で120万8,000円を増額したため、合わせて7万9,000円を減額しました。

次に、18、19ページを御覧ください。

款12公債費、項1公債費では、借入れの利率の変更に伴い、1目元金で201万円を増額し、2目利子で577万7,000円を減額しました。

次に、20ページからの給与費明細書について説明をさせていただきます。

21ページの給与費の一般職でございます。

報酬については117万6,000円を増額、給料については昇給に伴う分で358万4,000円、異動等に伴う分で90万3,000円で合計448万7,000円を増額、職員手当等については2,052万1,000円を増額、共済費については814万円の増額であります。

次に、8、9ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として854万8,000円を増額しました。

10、11ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額1億2,105万7,000円を

増額しました。

次に、5ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、軽自動車OSS、JNKSに関する基幹税務システム改修費144万1,000円、学校給食拠点校方式事業3,822万4,000円を新たに追加とするものです。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

12、13ページでございます。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費では、現在庁舎玄関ロビーに設置している証明書自動交付機は、本年12月28日をもってその運用を終了する予定にしておりますが、住民サービスの維持とマイナンバーカードの普及促進を図るため、地方創生臨時交付金を活用し、証明書自動交付機能を有するマルチコピー機を導入するための所要額854万9,000円を増額しました。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、1目 社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では介護給付費等の動向により扶助費8,231万円、障害者地域生活支援事業では日常生活用具給付費の動向により扶助費239万円をそれぞれ増額するとともに、介護保険事業特別会計繰出金では、介護給付費及び地域支援事業等における町負担金の増により430万4,000円を増額しました。

また、3目 福祉医療費の福祉医療事務事業では、医療費審査支払手数料の動向により57万1,000円を増額しました。

また、4目 国民年金費の国民年金事務費では、国民年金法等の一部改正に伴うシステム改修に係る委託料26万4,000円を増額するとともに、令和2年度国民年金事務費交付金の額確定に伴う返還金3,000円を計上しました。

また、14、15ページの7目 老人福祉センター費の老人福祉センター指定外管理事業では、老人福祉センター1階のトイレ改修工事に係る所要額334万1,000円を増額しました。

次に、項2 児童福祉費、1目 児童福祉総務費では、職員管理費について会計年度任用職員1名の減員により125万3,000円を減額するとともに、児童手当事務事業では児童手当の現況届廃止及び特例給付の制度改正に伴うシステム改修に係る委託料132万円、障害児通所給付事業ではサービス利用動向により2,539万7,000円を増額しました。

また、子ども・子育て支援事業では、保育対策総合支援事業として私立園における保育士の業務負担軽減を図るために保育士を補助する保育補助者の雇用を支援するため230万2,000円を計上するとともに、令和2年度保育対策総合支援事業費国庫補助金の額

が確定しましたので、その返還額 1 万円の計 231 万 2,000 円を計上しました。

また、3 目児童館運営費の児童館運営費では、会計年度任用職員の勤務形態の変更により 134 万 4,000 円を増額しました。

次に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、1 目保健衛生総務費の健康管理システム運営事業では、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業としてシステム改修に係る委託料 504 万 9,000 円を増額しました。

また、2 目予防費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種、3 回目接種ですけれども、に係る所要額 4,520 万 1,000 円を増額しました。

また、4 目斎苑費の維持管理費では、火葬炉等燃料費の高騰により 74 万 5,000 円を増額いたしました。

最後に、16、17 ページの項 2 清掃費、1 目塵芥処理費の粗大ごみ収集事業費では、粗大ごみ収集事業の動向により 54 万 9,000 円を増額しました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

8、9 ページの款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業に係る負担金 4,115 万 4,000 円を、介護保険事業特別会計繰出金に係る負担金 33 万 6,000 円をそれぞれ増額するとともに、2 節児童福祉費負担金では障害児通所給付事業に係る負担金 1,269 万 8,000 円を増額しました。

また、2 目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に係る負担金 2,390 万 4,000 円を増額しました。

次に、項 2 国庫補助金、2 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費補助金では、障害者地域生活支援事業に係る補助金 119 万 4,000 円を増額するとともに、2 節児童福祉費補助金では、児童手当事務事業に係る補助金 132 万円及び保育対策総合支援事業に係る補助金 172 万 6,000 円をそれぞれ増額しました。

また、3 目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に係る補助金 2,129 万 7,000 円、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係る補助金 321 万 5,000 円をそれぞれ増額しました。

次に、款 15 県支出金、項 1 県負担金、1 目民生費県負担金の 1 節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業に係る負担金 2,057 万 7,000 円、介護保険事業特別会計繰出金に係る負担金 16 万 8,000 円をそれぞれ増額するとともに、2 節児童福祉費負担金では、障害児通所給付事業に係る負担金 634 万 9,000 円を増額しました。

次に、項 2 県補助金、2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金では、障害者地域生活支援事業に係る補助金 59 万 7,000 円、2 節福祉医療費補助金では、福祉医療事務事業に係る補助金 24 万 9,000 円をそれぞれ増額しました。

最後に、10、11 ページの款 20 諸収入、項 4 雑入、6 目雑入では、後期高齢者療養給付

費負担金精算金2,261万4,000円及び後期高齢者保健事業費負担金精算金76万5,000円をそれぞれ増額しました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、産業建設部関係につきまして私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、16ページ、17ページの歳出につきまして説明をさせていただきます。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の機構集積協力金交付事業では、室原地区におきまして当初予定より機構への貸付規模が増加したため328万5,000円、経営継承・発展等支援事業では、担い手の経営を継承し発展させる取組を行うとして新たに申出がありましたので100万円をそれぞれ補助金として増額いたしました。

4目畜産業費の畜産振興事業費では、人件費不足分、またボイラー燃料の高騰並びに脱水機修繕に伴う汚泥処分の増量に伴う委託料の所要額として、特別会計への繰出金935万4,000円を増額いたしました。

5目土地改良費の町単土地改良事業費では、大坪地区用水管理のための鋼製スライドゲート扉取替え工事として工事請負費57万2,000円を増額するとともに、土地改良促進費では飯田地区用水管理のための樋門開閉装置の修繕に係る施設修繕料64万9,000円を計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、3目観光費の既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業では、地域振興寄附金の計上により財源更正をいたしました。

次に、8、9ページの歳入について説明をさせていただきます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、2目農林水産業費分担金では、町単土地改良事業分担金で28万6,000円を計上いたしました。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、7目農林水産業費国庫補助金では、経営継承・発展等支援事業補助金で50万円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、機構集積協力金交付事業費補助金で328万5,000円を増額いたしました。

次に、款17寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、地域振興費寄附金として100万円を計上し、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業に充当し財源更正をいたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

18ページ、19ページの歳出について説明をさせていただきます。

款10教育費、項2小学校費、3目学校給食費の小学校給食施設整備事業では、学校給食拠点校方式の導入に伴い、拠点校となる養老小学校の給食室において、給食施設の環境改善を図るため、給食室に空調機を設置することから、給食室空調機新設工事費として1,813万1,000円を増額いたしました。

次に、項3中学校費、1目学校管理費の中学校校舎等施設整備事業では、高田中学校の運動場において経年劣化や使用に伴う著しい劣化に伴い、生徒のけがの原因になる浮き石や凹凸、砂じんの発生により運動場の使用に支障を来していることから、流出した表土の補充や補正による運動場の整備に要する経費として4,697万8,000円を増額いたしました。また、本工事に伴い、運動場のスプリンクラーの修繕及びサッカーゴール2基の修繕に要する経費として115万3,000円を計上いたしました。

次に、項4社会教育費、2目社会教育総務費の成人式事業では、今年度成人式を開催するに当たり新成人が安心して成人式を迎えることができるよう成人式実行委員会に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として、成人式実行委員会交付金49万6,000円を計上いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第17、議案第76号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第76号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、予算総額を34億35万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和2年度国民健康保険給付費等交付金の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、令和2年度国民健康保険給付費等交付金の額の確定により、県への精算返還金として20万6,000円を増額するものでございます。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として20万6,000円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第18、議案第77号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第77号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,034万8,000円を追加し、予算総額を1億8,107万4,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出においては人件費不足分及びボイラー燃料の高騰並びに脱水機修繕に伴う経費の所要額を、歳入においては一般会計からの繰入金並びに繰越金の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、食肉事業センター関係職員費において人件費不足分102万9,000円、食肉事業センター管理費においてボイラー燃料の高騰による不足分及び脱水機修繕に伴う汚泥処分の増量が見込まれることに伴い、処分費用が大幅に必要となることから需用費並びに委託料など計131万9,000円をそれぞれ増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では935万4,000円を増額いたしました。

款5繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として99万4,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第19、議案第78号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第78号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,569万3,000円を追加し、予算総額を29億9,200万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費及び介護保険料軽減事業の額確定による所要額、保険給付費の動向により給付費として第1号被保険者の過年度分保険料還付金の必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、10、11ページの歳出について御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、1目一般管理費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る委託料として6万6,000円を減額しました。

款2 保険給付費、項1 介護サービス給付費、3目施設介護サービス給付費では、その動向により2,468万3,000円を増額しました。

以下、同様に本年度の動向に基づき、4目居宅介護福祉用具購入費では82万4,000円を増額し、6目居宅介護サービス計画給付費では125万5,000円を増額しました。

項2 介護予防サービス給付費、1目介護予防サービス給付費では401万5,000円を増額し、2目地域密着型介護予防サービス給付費では151万8,000円を増額しました。

項3 サービス給付諸費、1目審査支払手数料では38万5,000円を増額しました。

項4 高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費では250万3,000円を増額し、2目高額介護予防サービス費では3万8,000円を増額しました。

次に、12、13ページを御覧ください。

款4 地域支援事業費、項1 地域支援事業費、1目地域支援事業費では、職員給与の所要額として地域支援事業関係職員費21万3,000円を増額いたしました。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では32

万5,000円を増額しました。

次に、6ページ、7ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款4国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では給付費の動向により581万円を増額し、過年度分として令和2年度追加交付金として507万1,000円を増額しました。

項2国庫補助金におきましても同様に給付費の動向により、1目調整交付金で176万1,000円を増額しました。

2目地域支援事業交付金（総合事業）では、人件費の補正に伴い1万7,000円を増額し、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では5万4,000円を増額しました。

6目介護保険事業費補助金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金として、内示のありました97万3,000円を計上しました。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金におきましても給付費の動向により、1目介護給付費交付金では介護給付費支払基金交付金として950万9,000円を増額しました。

2目地域支援事業交付金では1万9,000円を増額しました。

款6県支出金でも給付費の動向により、項1県負担金、1目介護給付費負担金として563万6,000円を増額しました。

項2県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）につきまして、人件費の補正に伴い8,000円を増額し、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では2万7,000円を増額しました。

次に、款8繰入金、項1他会計繰入金も同様に、1目介護給付費繰入金で440万2,000円を増額しました。

2目地域支援事業繰入金（総合事業）では9,000円を増額し、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では2万8,000円を増額しました。

4目介護保険料軽減事業繰入金では、低所得者保険料軽減負担金交付決定により90万4,000円を増額しました。

8、9ページを御覧ください。

5目その他一般会計繰入金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金の内示及びシステム改修費の所要額確定に伴い103万9,000円を減額しました。

款9繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として250万4,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質

疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第20、議案第79号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第79号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ81万3,000円を追加し、予算総額を1,751万3,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、給付管理件数の動向により必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、1目一般管理費では、介護予防ケアマネジメント業務の事務事業に必要となる事務消耗品を5万1,000円増額いたしました。

款2サービス事業費、項1介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、介護予防ケアマネジメント業務において、委託件数の動向により委託料を76万2,000円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款1サービス収入、項1介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では、介護支援計画費介護報酬の動向により81万3,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は12月7日火曜日午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、また予算特別委員会は同日の午後1時30分から、それぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日12月4日から12月15日までの12日間は休会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月4日から12月15日までの12日間は休会することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は12月16日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会といたします。御苦勞さまでした。

（散会時間 午後0時08分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月3日

議 長 北 倉 義 博

議 員 吉 田 太 郎

議 員 早 崎 百 合 子